

小規模多機能ホーム

光の園 おおくら



施設案内書

2026年4月1日更新

基本理念及び運営方針

社会福祉法人町田真弘会

基本理念

家庭的な環境の中で身体的処遇と心の活性化、
そして家族の心身の休息を目的に専門的教育を受けたスタッフと共に

「ゆっくり・いっしょに・楽しむ」をモットーに

障害になっても当たり前のような生活を送れるよう処遇いたします。

小規模多機能ホーム

運営方針

「通い」を中心として、要介護者の心身の状態や希望に応じて
随時、「泊まり」や「訪問」を組み合わせてサービスを提供することで、
重度化しても在宅での生活が継続できるように支援を致します。

1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
2. 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家族との結びつきを重視した運営を行う。
3. 市行政、他の介護保険施設、その他の保険、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、置かれている環境を踏まえ地域での暮らしを支援する。

施設概要

所在地 / 東京都町田市大蔵町257-1

法人名 / 社会福祉法人町田真弘会

(法人番号：1012305000235)

事業所名 / 小規模多機能ホーム光の園おおくら

介護保険事業所番号 / 1393200199

サービス種別 / 小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能居宅介護

管理者 / 松岡亮二

苦情相談窓口 / 担当：松岡亮二

電話：042-708-0088

FAX：042-708-0087



このままでは、この家で暮らせないの？

パートナーの
介護に疲れた

一人でお風呂に
入って転んだ

うまく薬が
飲めていない



介護になったら
子ども夫婦は迷惑！？

わたしは
認知症じゃない
(と思っている)

出かけたけど...
一人をおいていけない

夫婦でふたり暮らし いろんな気持ちはあるけれど

なんとかして、これからも自宅で暮らしていきたい

役割が明確になったから
子どもたちにも
協力してもらおう

「通い」と「泊まり」を
組み合わせて
自分の時間を作れた！



ホームに行けば
私の役割があるわ

ホームでの入浴は
見守りがあるから安心！

通いや訪問で
服薬管理もしてくれるのよ

わたしたちは、在宅生活を継続するために

このままでは、すぐに入所を考えないとダメ？

トイレにも
いけなくなったのか？

俺は明日
仕事があるんだ！

また同じモノを
買って来たのかよ！



いつまでこの生活が
続くのかしら

昼間は家事で
夜間は介護で…

四六時中は
見守れないわ

親の介護がはじまっている いろんな気持ちはあるけれど

自宅で安心して過ごしてもらいたかったり
本当は一緒に暮らしたかったり

症状が急速に
進行しないような
緩和ケアなんだ！

「通い」と「泊まり」を
組み合わせて
夫婦の時間を作れた！



母に「ありがとう」と
言われると励みになる！

泊まりがあるから
夜は安心！！

専門スタッフに
いつでも相談できる！

「通い」「宿泊」「訪問」を組み合わせます

小規模多機能ホーム光の園おおくらにおける「通い」「宿泊」「訪問」

小規模多機能型居宅介護では、「通い」「宿泊」「訪問」といった各サービスの内容が細かく定められていません。一人ひとりの暮らしが異なるように、支援の内容も異なるからです。

現在の制度では、「通い」を中心に生活を支える仕組みになっています。生活や暮らし全体を通しての流れの中で困っていることは何かを見極め、柔軟に支援していきます。

似ているようで違う小規模多機能型居宅介護のサービス

小規模多機ホーム光の園おおくら		似ているサービス
<ul style="list-style-type: none">一人ひとりに合わせて時間も曜日にもカスタマイズ可能必要なこと、必要な時間に利用調整が可能緊急時も他の利用者との調整により対応可能	通い	<p><デイサービス（通所介護）></p> <ul style="list-style-type: none">施設の利用時間に合わせて利用可能あらかじめ決まっているプログラムに合わせて利用可能他の利用者と同じ1日の過ごし方流れがひとつのパッケージになっている。
<ul style="list-style-type: none">回数も時間も内容も一人ひとり異なる支援計画に沿って必要なだけのサービスを受ける緊急時は、柔軟に対応	訪問	<p><ホームヘルプ（訪問介護）></p> <ul style="list-style-type: none">30分未満や1時間などサービスの枠に合わせた利用時間規定のサービス枠に合わせた支援内容
<ul style="list-style-type: none">1日5名までの宿泊が可能通いなれた場所で宿泊可能顔なじみの職員や利用者と共に泊まれる突然の宿泊にも対応（但し、満床の場合は他の利用者との調整を管理者及びケアマネジャーが行います）	宿泊	<p><ショートステイ（短期入所生活介護）></p> <ul style="list-style-type: none">事前に利用したい日を予約して利用利用したい日が空いていないと他の施設を予約し、日程変更が必要本人や介護者の状況に対応しにくい

小規模多機能は使い勝手がよいの？

自宅での過ごし方と落差がないように。 回数も支援する内容も人それぞれ。

小規模多機能型居宅介護では、「通い」「宿泊」「訪問」といった各サービスの内容が細かく定められていません。一人ひとりの暮らしが異なるように、支援の内容も異なるからです。

現在の制度では、「通い」を中心に生活を支える仕組みになっています。生活や暮らし全体を通しての流れの中で困っていることは何かを見極め、柔軟に支援していきます。

家族も介護疲れをしないように。 利用する家族も譲り合って成り立っています。

小規模多機能型居宅介護にとって、一番重要なのは家族の役割です。介護する家族が疲れてしまうと、身体的虐待や介護放棄などにつながりかねません。利用日以外の日にも、臨時で利用したい場合などは、ホーム側で他の利用者と相談の上、受け入れ可能かどうかを判断させていただきます。

介護する家族とのコミュニケーションも、職員としっかりとりまいます。利用者本人の気持ちに寄り添いながら、家族にとっても無理のないサービス計画を一緒に考えていきましょう。



あくまでも在宅生活を維持するためのサービス

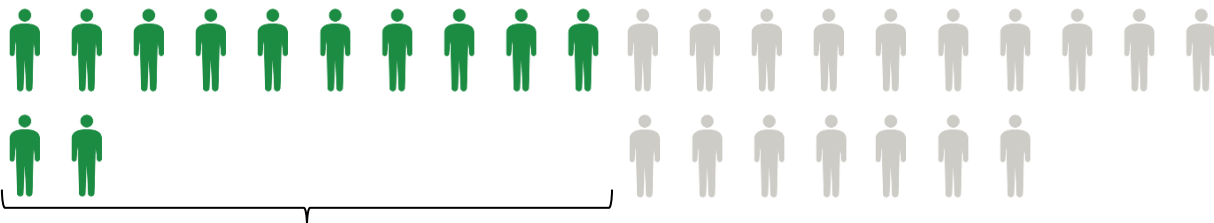
小規模多機能ホームの利用について

小規模多機能ホーム光の園おおくらに

登録（契約）できる人数は**29名**と決められています。



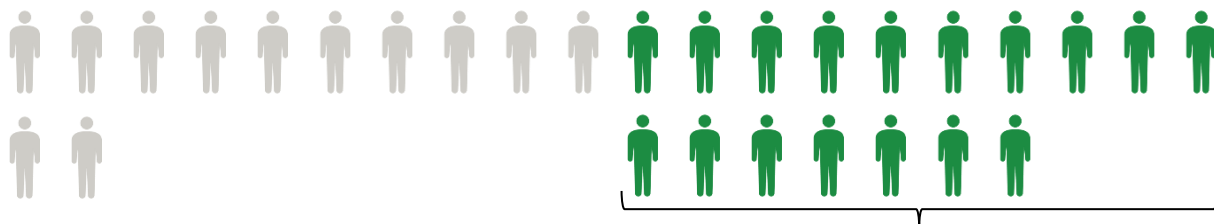
「**通い**」のサービスを利用できるのは、29名のうち**1日最大15名**まで。通いを利用されない方は、必要に応じて**訪問対応**もしくは**家族対応**となります。また、お迎えに行く時間や滞在時間も柔軟に決めることができます。



通いサービス利用(12名)

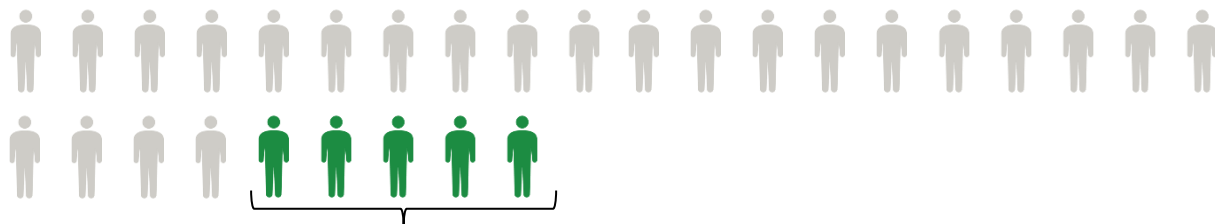
※但し、スタッフの配置人数によって、受け入れられる利用者の人数が変わる場合がございます。

「**訪問**」のサービスは、利用者の体調管理及びケアプランに沿った内容を提供いたします。しかしそれだけでは安全とは言い切れません。在宅生活の継続は家族の協力（役割）が鍵となることをご理解ください。



訪問対応又は家族対応

「宿泊」のサービスを利用できるのは、29名のうち1日最大5名まで。
皆さまには譲り合ってご利用いただくようお願いしております。



宿泊サービス利用は1日5名まで

1週間4回以上のサービス提供を基準に
町田市より利用者1人に対して1週間に4回以上のサービスを利用するよう
計画作成するよう指導を受けています。

月	火	水	木	金	土	日
訪問 (服薬管理)	訪問 (通い準備)	泊まり	訪問 (服薬管理)	訪問 (通い準備)	家族対応	家族対応
	通い (送迎あり)	通い (迎りあり)		通い (送迎あり)		
	泊まり					

上記の図は、週8回のサービス提供イメージです。例えば、お一人住まいの方で「通い」サービスの準備ができない方には、「通い」サービスへ行く前に「訪問」サービスを利用し自宅に入らせていただき準備を一緒に行います。また「宿泊」サービスの翌日は必ず通いサービスとなります。

※週4回以上のサービスを行うことによって利用者の心身の負担になると家族が判断した場合は、週4回以下のサービスを提供することもあります。

1日の流れ

7:00 9:00 10:40 11:45 12:00 12:30

入浴時間（お一人様あたり約30分程度）

ご自宅への訪問が必要な利用者のところへ

朝食（夜勤者による調理）

※7時から9時の時間帯は夜勤者一人に対応しています。

来所時にうがい・手洗いの順次、送迎開始

レクリエーション（55分）
テレビ体操（10分）

食事の準備・お手洗いへ

食事時間（約20分）

脳トレ・レクリエーション等
フリータイム



隙間時間を活用して食事の準備の手伝いもしてもらったりします。



運動系も脳トレ系もレクリエーションはバランス良く！



ゆっくり食べてと言っても早く食べてしまいます・・・



2ヶ月に1度はフラダンスのボランティアさんが来てくれます。皆さん、踊りが上手です！！



毎週木曜日は提携農家さんが野菜を販売にきています。

14:00 14:30 15:00 16:15 16:40 17:00 18:00 21:00

13:00より入浴再開

ご自宅への訪問が必要な利用者のところへ

帰られる方の送迎



おやつタイム



ドライブタイム

ドライブより帰所後、うがい・手洗い

順次、送迎開始



気候の良い日は車を降りてみんなで公園を散歩することもあります。

夕食

ホームからの送迎の最終便（※通常時）

家族によるお迎え最終

※21時を過ぎてのお迎えは宿泊していなくても宿泊料金がかかります。

わたしの誕生日は職員の手作りケーキが食べたいの！



本日は何処へ連れてってくれるかな？

青い鳥のコラム



お泊まりは、「通い」に慣れてからの方がスムーズ!?

小規模多機能ホームとショートステイの大きな違いはふたつ。一つは利用者本人と職員との距離です。顔なじみの関係ができていますので利用者にとってとても安心な環境を作ることができます。それともう一つ、それは他の利用者との関係です。どこの誰だか分からない人たちと一緒に泊まるのは、認知症の有無に関わらず抵抗があるもの。ホームで友だち関係を築ければ「私もここで泊まったことがあるのよ。心配いらないわ」など声をかけてくれるので宿泊がスムーズになります。慣れるまでには個人差があります。抵抗のない人はすぐに泊まることもできます。

小規模多機能型居宅介護を利用するにあたっての注意点

●一部を除く、他の介護保険サービスが利用できなくなります。

「居宅介護支援」「訪問介護」「訪問入浴介護」「デイケア」「デイサービス」「ショートステイ」を併用できなくなります。そのため、現在関係性を構築しているケアマネジャーも交替となりますのでご注意ください。利用者本人の生活の何に重きを置くかをしっかりと見極めてから、小規模多機能居宅介護への移行をご決断ください。

併用できないサービス

- 居宅介護支援事業所・・・現在のケアマネジャーを継続することができませんので、あらかじめご了承ください。ご利用の際は、引継ぎをしっかりとさせていただきます。
- デイサービス・・・サービス単体で見ると、現在の通所の方が優れている点もあると思います。
- デイケア・・・弊所は、理学療法士や作業療法士などが所属しておりません。専門的なりハビリを期待される場合は向いておりません。但し、生活リハビリの観点から利用者の方々に接する機会が多くあります。利用者本人の意欲を高め、機能向上につながるようなケアを心掛けています。
- 訪問介護・・・一般的な訪問と異なります。在宅生活を継続するために必要なことを支援し、家族の協力のもとで生活のスタイルを整えていきます。
- 訪問入浴・・・弊所は機械浴ではなく個浴です。入浴を重要視される方は十分なお検討が必要となります。
- ショートステイ・・・小規模多機能居宅介護の宿泊が満員の場合でも、ショートステイを利用希望すると10割負担となってしまいますのでご注意ください。

●通いの空枠がないと、臨時の利用の調整が難しくなります。

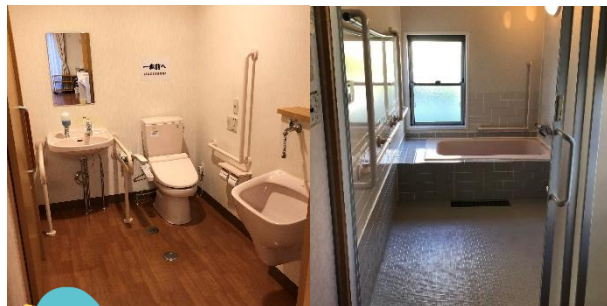
利用定員が近づくと利用者は、サービス利用時間、サービス利用回数が異なります。利用者の状況に合わせて自立支援のケアプランを作成します。

●緊急時を除き、原則としてホーム内での訪問診療はできません。

介護保険の制度上、在宅生活を支援するサービスとなりますので、訪問診療はご自宅にて家族同伴のもと行っていただきます。ホームは、ご自宅とは異なりますので訪問診療を受けることができませんのでご了承ください。



←フロアでは、毎日笑い声が絶えることなく、利用者の皆さまとのレクリエーションなどを行っています。広すぎず、介護士の目も届きやすく、すぐに掴まれるところがあるため、転倒のリスクも少ない環境となっています。



↑おふるもトイレも車椅子の方がご利用いただけるよう広めの間口となっています。



↑自宅の環境も考慮し、洋室だけでなく和室もご用意。畳の布団を敷いて寝ることもできます。



↑ときには炭火のバーベキューをベランダで行います。皆さまの食欲増進です。



↑毎年夏は、大蔵町内会の盆踊り大会に、焼トウモロコシ屋を出店しています！ゼルビーくんも来て一緒に写真を撮ったりしています。

青い鳥のコラム



小規模多機能型居宅介護だけでは行き届かないサービスも

小規模多機能型居宅介護を利用すれば「もう安心！」という訳ではありません。「通い」「訪問」「宿泊」のサービスを駆使することで、在宅生活を維持することができるようになります。しかし、利用者の状態は、日々変わります。糖尿病の数値が上がってしまい、食事制限が掛かったりすると、**配食サービス**を申し込んでいただくことになります。また送迎時、歩行機能が低下して、団地の階段を上がるのに職員一人での昇降が難しい場合、**自費のヘルパー**を頼んでいただくこともあります。この他、通院時の付き添い介助、室内清掃等、介護分野に関わらず、必要な支援をご提案させていただくことになります。

取得加算項目に関する説明

初期加算（30単位/30日間のみ）※該当者のみ

登録した日から起算して30日以内の期間について、日につき加算します。

認知症加算Ⅱ（890単位/月）・Ⅳ（460単位/月）※該当者のみ

認知症加算Ⅱは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する認知症の方が算定対象です。

認知症加算Ⅳは、要介護状態区分が要介護2である者であって、日常生活自立度のランクⅡに該当する認知症の方が算定対象です。

若年性認知症利用者受入加算（800単位/月）※該当者のみ

若年性認知症患者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供を評価する加算です。利用者や家族の希望を組み込んだ介護サービスが提供されているかどうかを評価します。但し、認知症加算を算定している場合は、算定できません。（※介護予防の場合は、450単位/月）

サービス提供体制強化加算Ⅰ（750単位/月）

サービス提供体制強化加算とは、介護福祉士資格者を一定以上の割合で雇用していること、質の高い介護サービスを提供している事業所に対し評価される加算です。弊所は、2019年度の職員における介護福祉士の占める割合が50%を越えましたのでⅠ-Iを算定いたしました。

総合マネジメント体制強化加算Ⅰ（1,200単位/月）

総合マネジメント体制強化加算は、地域密着型サービス事業者を対象に、日々の多職種との連携、地域との連携や環境に合わせた計画の見直しの業務を評価するものです。

訪問体制強化加算（1,000単位/月）

訪問体制強化加算とは、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において、訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1カ月あたりの訪問回数が200回以上ある事業所を評価する加算です。（※介護予防の場合は算定しません）

科学的介護推進体制加算（40単位/月）

厚労省が推進するLifeへの登録を三か月に一度行うこと。

介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定の単位数の14.9/100単位/月）

介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度。弊所は、加算取得要件であるキャリアパスの整備や職場改善に取り組んでおり、Ⅰを取得しています。

設備写真



施設内は、適度なバリアフリー構造となっております。自宅での生活を継続していくことを前提に、ご自身でできることは、ご自身にさせていただくことで身体機能を維持しながら、ホームで楽しく過ごしていただけるよう工夫をしております。フロア空間もそこまで広くなく、手を伸ばせばどこかに掴まることができます。

宿泊する際、ベッドではなく布団の部屋も1室ございますので自宅での生活に合わせた環境を提供させていただくことが可能です。

施設入所をご検討する皆様へ

小規模多機能型居宅介護は、自宅をベースにしたサービスですが、将来、自宅で介護を受けることができなくなった際、入所施設について考えておくことをお勧めします。

有料老人ホーム

①介護付有料老人ホーム

24時間介護してくれるスタッフが常駐していて、介護サービスを提供してくれます。介護が必要な方にとっては安心です。厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針により、特定施設入所生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては「介護付」「ケア付」と表示することはできません。

②住宅型有料老人ホーム

健康な人から介護が必要な人まで利用できる施設です。介護が必要になると、外部のサービスを利用します。外部の介護サービスは自分で選ぶことができ、もし利用して不満があれば変更も可能です。老人福祉法により設置基準が定められており、設置には都道府県への届出義務があります。

特別養護老人ホーム(特養)

概ね65才以上で要介護度3・4・5の方のみが申し込みが可能。より緊急的に入所が必要な方が優先で入所できる仕組みです。安価ですが、待機者人数が全国で40～45万人にのぼります。最近ではプライバシー保護の観点から、新施設では多床室の認可をおろしません。このことから、前年の収入が多い場合など、個室では特養以外を選ぶ方が安く済むことがあります。

認知症共同生活介護（高齢者グループホーム）

認知症の高齢者の方が少人数（5～9名を1グループとして多くても3グループまで）で共同生活をおくる施設です。家事などは職員や他の利用者と協力して行います。要介護1～5の認定を受け、少人数で共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者が入居できます。

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

「サービス付き高齢者向け住宅（略してサ高住）」とは、高齢者の方が安心して居住できる賃貸などの住まいを言います。「高齢者住まい法」の一部改正により、平成23年10月より開始された制度で、一定の広さと設備、バリアフリー構造を有し、安否確認と生活相談サービスの提供などの基準を満たし、登録が必要となります。

ケアハウス

60才以上で自立した生活に不安を感じる自立の方が入居される施設で、生活支援サービスが受けられます。前年の所得により月額利用料が決まる方式です。そのほとんどが社会福祉法人の運営する施設です。安価なこともあり、待機者の数もおおくなっているところも見受けられます。

